

第5回都区のあり方検討委員会幹事会 議事要旨

日 時 平成19年9月19日(水)午後3時から

場 所 都庁第一本庁舎 7階 中会議室

出席者 (都側)

押元総務局長、中西総務局行政部長、松崎総務局行政改革推進部長、真田財務局主計部長、中村知事本局自治制度改革推進担当部長、森総務局都区制度改革担当部長、西村総務局行政部区政課長

(区側)

山崎墨田区長、武井港区長、濱野品川区長、大山千代田区副区長、水島豊島区副区長、清正北区政策経営部長、志賀特別区長会事務局次長

会議の概要

(1) 開会

(2) 第4回都区のあり方検討委員会幹事会の議事要旨について

(3) 移管すべき事務を選定するための基準について

移管すべき事務を選定するための基準について、都と区の事務局で調整した結果を報告の後、検討を行った。

<区側から資料1「移管すべき事務を選定するための基準について(案)」の説明>

区側

資料1は、東京都だけでなく特別区も大都市東京を支えているということを示すため、「特別区は」の次に「大都市東京の」という言葉を加え、「特別区は、大都市東京の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担う」と整理したものである。

<資料1をもとに検討>

座長

何か意見はないか。これは、前回の幹事会で区側からの要望であり都側がよければ、これでまとめた方がどうか。

都側

結構である。

座長

それでは、資料1のとおりとりまとめたい。

(4) 検討対象事務リストの整理について

「検討対象を選定するための基準」に基づいた検討対象事務リストについて資料説明の後、検討を行った。

<都側から資料2「検討対象事務リスト(案)」の説明>

都側

資料2は、平成19年9月19日現在の「検討対象事務リスト(案)」である。今後検討していく中でさらに検討対象事務を加える可能性があるため、19日現在として整理してある。なお、「上記以外の府県事務」は、都と区がそれぞれ指定する事務を検討対象事務リストにのせることになっているが、都側からの指定は、今回はない。

座長

では、区側からはあるか。

< 区側から区側資料「「 上記以外の府県事務」に係る検討対象事務の指定について」の説明 >

区側

区側資料で示したとおり、条例による事務処理の特例によっても移管できないことが明らかな事務など17項目を除いて、基本的には検討対象事務として指定したい。

< 資料2及び区側資料をもとに検討 >

座長

何か意見があれば伺いたい。

都側

都の事務のリストで の部分は基本的に移管の可能性が低いものということで整理した。だからこそ、その中から指定したものは検討しようという理屈になっている。区側の説明で外すものについての考え方は示された。しかし、なぜ145の事務を検討対象に挙げたのか、そこがよく分からない。どういう考え方で選んだのか。

区側

今回、都から事務のリストが出されたが、事務の中身については、区側は承知していない。これは今回の の事務に限らず、そのほかの検討対象事務も含めて、これから都側から資料が出て、それを一つ一つ検討して判断していくことになる。この の事務については、府県事務も市町村事務も例外なく一通り検討しようという趣旨からすれば、分からないということを前提に検討の対象にまずして、その上で最終的に都の事務か、区の事務かということ整理していくべきではないかというのが基本的な考え方である。

しかし、一見して明らかに区に移管できない事務は、少なくとも除くべきだろうということ整理した。

都側

一応、考え方の中身は分かったが、ここに挙がっているものを個別に見ると、例えば警察事務などに関する事務や公安委員会の設置に関する事務などが検討の俎上になることになる。これがホームページに掲載されたとき、都と区の間では警察事務についても移管を検討するのだということが話題になる可能性が全くないとは言えない。その場合、その事務をなぜ検討対象にしたのかということが問われたならば、答えなければならない。個別の事務の検討をしていく際には、この事務をなぜ検討の俎上にのせるのかというところを整理する必要があるが、それについてはぜひ区側から説明を願いたい。

区側

個々の事務がどういう事務であるのか、すべて区側で把握することができないということが前提にある。都側から事務の中身について説明があれば、なるほど検討対象にはならないと分かるかもしれない。しかし、分からないことを前提にした中では、一通り検討をしてみたいということである。

例えば、政令指定都市での事務移管の検討の中で、警察事務のすべてとは言わないが、地域の安全・安心に関わるような事務は市の事務としてできるのではないかとという要望もある。そういう意味で、なお検討の対象とする分野もあるだろうということである。これは絶対に移管はあり得ないというのであれば、都側から説明があれば当然外すということになることもある。

区側

そもそもこの議論は、普通は市町村がやっている事務を特別な事情から都がやっているものについて再考しようということから始まった。 は他県においても市町村はやっていないという事務であり、確かに最初の議論の出発点からすれば少し離れているかもしれない。

しかし、都の事務のリストの中に市町村あるいは特別区がやった方が望ましいという事務が幾つかあった。検討していく中で、都の特例を外すということを超えて、もう一歩先の議論をする必要があるのではないかという趣旨も含んでいただきたい。

区側

この都区のあり方検討は、事務配分についても可能な限り幅広く都区の役割を検討することになっている。区側ではなかなか事務の内容まですべて把握できないものもあるので、一応検討の俎上にのせ、事務の内容を聞いた結果やはり都の役割になる事務もあるだろう。最初から検討対象から外すのではなく、幅広く検討するというとりまとめをしている以上、一回は俎上にのせ、その上で事務の内容に合わせて役割分担をした方がいいのではないかという趣旨である。

都側

趣旨はよく分かるが、検討の仕方は工夫の余地がある。説明をすれば、一義的にすばやく判断がつくものと、そうでないものがある。また、検討対象事務がかなり多数あるので、全部同じ方法で検討するのでは、少々時間的な問題や労力的な問題などがある。

そういう意味で、事務配分の検討の進め方については、都側で工夫をするので、すばやく判断できるものは結論をだし、これはというものは、ほかの事務と同じぐらいの密度で検討するというところでよろしいか。

区側

進め方としては、そのようになると思うが、区側は、について、これは区長会として検討した結果であり、さらにその過程についても、区長会の立場から説明をする責任がある。

ゆえに、区側資料で示した事務を検討の俎上にのせたいうえ、これは明らかに移管に馴染まないということがすぐ分かる事務もあるだろう。そういうことを示してもらえば、我々も納得して次に進める。しかし、まとめて対象外にすることになると、なぜ対象外にしたのかという説明ができない。

都側

検討対象となった点では変わらないとしても、検討の中身については、当然密度の濃淡があるということだ。検討の仕方によっては議論が白熱するものもあるし、お互いにすぐ整理ができるものもあるという趣旨で述べたのであり、心配は要らない。

座長

検討対象事務についてのまとめをしたい。検討対象事務を選定するための基準に従い、まず資料2で都側が示した事務を検討対象事務とする。さらに、については、都と区がそれぞれ指定する事務を検討対象とすることになっているので、区側から指定した事務を加えて検討対象事務としたい。

(5) 都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

10月10日に開催される第3回都区のあり方検討委員会への報告内容について都と区の事務局で調整した結果を報告の後、検討を行った。

< 区側から資料3「都区のあり方検討委員会への報告内容(案)」の説明 >

区側

資料3「都区のあり方検討委員会への報告内容(案)」は、報告内容として4点を挙げている。

まず「事務配分の検討の流れ等について」と「検討対象事務を選定するための基準」であり、いずれも7月24日の幹事会で了承されている。

さらに、本日、了承された「移管すべき事務を選定するための基準」と資料2及び区側資料を含めて整理された「検討対象事務リスト」である。

以上、4点をこれまでの幹事会の検討結果の案として検討委員会に報告してはいかがかということである。

<資料3をもとに検討>

座長

何か意見はないか。

(異議なし)

座長

資料3の1から4について、幹事会として協議した結果を検討委員会に報告する。

(6) 今後の具体的な事務配分の検討の進め方について

具体的な事務配分の検討を始めるにあたり、2年後の「基本的方向」とりまとめのイメージと検討スケジュール等について都と区の事務局で調整した結果を報告した後、検討を行った。

<資料4「都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ(案)」、資料5「具体的な事務配分の検討スケジュール(案)」、資料6「検討対象事務評価シート(案)」の説明>

区側

資料4「都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ(案)」は、今後、検討対象事務リストを基に「移管すべき事務を選定するための基準」にあてはめ、事務配分の検討を進めていくことになるが、検討期間は実質的に1年程度しかなく、その期間で移管の是非を整理し切るのは非常に困難であると考えられることから、「検討対象事務の方向付け」を行うのが2年後のとりまとめのイメージではないかということである。事務配分の検討結果として「区へ移管する方向で検討する事務」、「都に残す方向で検討する事務」、「移管の是非を引き続き検討する事務」という形で方向づけを行い、21年度以降に具体化に向けた検討に入っていくという案で整理した。

資料5「具体的な事務配分の検討スケジュール(案)」は、来年1月から3月を除き本年11月から来年10月にかけて行う検討の具体的な予定を示したものである。

資料6「検討対象事務評価シート(案)」は、幹事会での議論を行うための検討素材として、使用するシートである。このシートを踏まえ事前に都区双方で検討し、一致しなかった項目を中心に幹事会での議論を行っていくことを想定している。

<資料4、資料5、資料6をもとに検討>

座長

ただ今の資料説明について何か意見はないか。

都側

評価シートで事務をブレークダウンするとき、移管の固まりごとに分け、それを評価していくというのが一番いい。しかし、うまく分類できるかという問題がある。その点は、区の事務局といろいろ協議して資料を作っていくたい。また、必ずしも移管の固まりごとではなく、分かりやすさという点でさらに分解した資料を作ることもあるだろう。

また、資料5に事務配分の検討スケジュールが載っているが、これから検討するのは事務配分だけではない。10月からは区域の議論もすることになっている。事務配分の議論をする上で、こういう規模でないとなかなかこの事務はできないとか、そういった事務も出てくるので、区域の議論と並行しながら議論をしていくことになる。

次に資料4の「基本的方向」とりまとめ」に3つの分類があり、そこに分けていくというイメージであるが、分けるときにある程度の区の規模がないと移管できないというものが出てきた場合、都側としては「区へ移管する方向で検討する事務」に分類をすることになるだろう。つまり、都側は「区へ移管する」の「区」とは、今の23区を必ずしも前提とはしていない。これまでの経過の中で事務配分については一定の整理ができており、これからまた新たに議論をするということは、違ったステージで議論していくという理解をしているので、そうした捉え方をして議論をしていくも

のと考えている。

都側

戦後、特別区制度改革、都区制度改革が繰り返されてきたが、その時々状況に応じて事務の配分が決められ、区に事務の移管がされてきた。例えば清掃移管は、かつて区でやるのはいかなものかという声があったが、事務の執行方法であるとか、あるいは共同処理などいろいろな面で工夫し、現行の区域を前提として移管してきた経緯がある。率直に言って検討対象事務のリストに挙がったものの中には、お互いにその気になればすぐ移管できる事務もある。しかし、ある意味、これまでの長年の都区間での事務移管についての検討で議論が出尽くしたと感じている。

率直に言って、現在の状況を前提とした場合、ある意味で残っている事務の中で大きなもの、非常に国に対しても影響が大きいもの、他の府県に対しても影響が大きいものは、何か状況が変わらない限り移管が難しいのではないかと感じている。

その中で、専門家の養成とか、事務を担当する人材の育成とか、これは23区が共同処理しないとできないとか、そういったものも勿論あるが、区域とか、あるいは規模とかが大きな要素になっている部分もかなりある。

したがって、今後の検討の中で、この事務は区に移管をすることは可能だが、こういう人材の育成といった面ととか、今の23区を前提とするのがいいのか悪いのか、あるいは施設の配置等で今の区域を前提とするのがいいのか悪いのかといった議論も出てくるのではないかと。全部の事務ではないが、やはり区域の問題についても同時並行に議論しないと、なかなか移管の是非について結論が出ないものもあるという趣旨である。

区側

23区の再編問題は、区長の中でもいろいろな意見や認識がある。今の都側の発言は、23区を適当な規模に見直さないと移管できない事務もあり得るということも含めて議論をしようということなのか。区側は、まず事務移管のあるべき姿を議論したうえで、一定の整理の中で再編問題等が議論されるという理解をしている。

事務移管を再編も含めて検討することになると、現在の23区の規模で考えた場合と再編を前提にした規模で考える場合とでは、検討対象事務評価シートにある広域的処理や事業効率や事業規模などについて、判断が変わってくる。

都側

平成12年度改革では、移管できる事務は基本的に移管し、併せて、地方分権改革の観点からの見直しもあり、全ての事務を粗上にのせ移管できるものは基本的に移管した。仮に今回、現行の区域を前提に議論するとなった場合、移管できるものが相当限られてしまうのではないかと。区側は、まず事務移管から整理するといわれるが、その結果が非常に貧弱であれば、大山鳴動してみたいなことになる。今回はかなり洗いざらい事務を検討するので、区域をこう見直せばこの事務が移管できるということも含めて検討するというのが都側の考え方である。

区側

事務の検討をしていく先に、受け皿の問題として区域の議論もあり得るということも前提に事務を基礎自治体が担うべきか、広域自治体が担うべきかについて議論するのであれば、現在の23区が絶対条件でないということも理解できる。個別具体的な議論の中で、この事務は区域と深く関わっているので区域の問題と並行して議論し、その結果を待つということで資料4の3つの分類のうち真ん中のグループに整理するというのであれば分からないわけではない。

区側

区側は、区域の問題がどこかの時点で議論されることは理解している。しかし、今の都側の言い方だと、区域が事務移管の前提条件になってしまう。それでは、区域の見直しをするなら事務を移管するという論法になる。そういう議論は困るといわざるを得ない。一人ひとりの区民は、サービスの提供者が国であろうが、都であろうが、

区であろうが一義的には関係ない。区民にとっては、より良いサービスが受けられるのはどこかということだけが重要だ。そういう観点で、区は基礎的自治体としてこの事務をぜひ取り組みたいといい、結果として、この区割りではその事務を担うのは手法的にも難しいとなれば、次は区域の問題だとなる。議論のはじめから区割りの変更を前提にこれは移管をするべき事務であると分けられてしまうのは少々厳しい。

都側

都側は、区域が人質的な形であるとは全く考えていない。区域の問題は、区側が述べたように事務の詳細を検討し、これについて適正規模とか、それを担う人材の育成の問題などを議論した後、検討するという手順で行う。区域の問題を最終的にどういう形で整理するかは、これからいろいろと議論をさせていただきたい。

区側

この都区のあり方検討は、移管すべき事務を選定するための基準でも謳われているように、都は広域自治体として、また、特別区は基礎的自治体として、どういう形で都民・区民にサービスを充実させていくのかを出発点にしている。その結果として、今までにない事務を特別区が担うという意味で、新しい特別区の形が見えてきたときに、もし弊害があるなら区域の問題なども検討していく必要があるだろう。区側は、そういう流れの中で区域の問題を考えている。都側の言われた趣旨も同じだろう。区域の問題は勿論並行して検討するということは当然必要であろうが、それが前提ということではなく、議論の進展の中で必要な検討をしていくということで理解を願いたい。

都側

当然、事務は、区域が広い狭いか、それを担う専門的人材が得やすいかどうか、全体の事業規模はどのくらいかなどの観点から都道府県や区市町村に配分をされている。事務配分の問題を考えると、当然、区域の問題も一要素として考えなければならない。この都区のあり方検討は、特別区や東京の未来を考え合わせたときに、どういう都区関係が適切かを議論する場である。そういう意味で、事務配分のあり方を議論していくのであり、最終的にどういう形になるかは別として、先ほど述べたような規模やそれを担う専門家の獲得などの問題の中の1つの要素として、区域が厳然としてある。その議論は避けて通れないという意味で、議論の同時並行性ということを述べたのである。

区側

事務配分の検討では、「区へ移管する方向で検討する事務」、「移管の是非を引き続き検討する事務」、「都に残す方向で検討する事務」の3つに分類するが、できる限り真ん中に入れないように、建設的な議論を行いたい。また、非常にハードな作業になるが、特に都側には評価シートも含めて400を超える事務事業について、個別に事務の内容等がわかる資料を作ってもらわなければ検討にならないので、ぜひよろしくお願いいたします。

区側

各事業の内容がわかることは当然であるが、できれば事業規模が見えるような資料にしてほしい。事業を実施するための人員や事業費などを可能な範囲で示してほしい。

座長

今後の具体的な事務配分の検討は、本日整理されたとりまとめのイメージとスケジュールをもとに行いたい。

なお、先ほど第3回検討委員会への報告事項4件が了承されたが、このとりまとめのイメージも追加して報告したい。

都側

これを検討委員会に報告する際は、このとりまとめのイメージが固まったものということではなく、例えば「移管の是非を引き続き検討する事務」の分類の仕方をもっと区分けするなど、多少工夫することもありうるので、少し幅のあるものとして報告

できるといいのではないか。

座長

そのようにしたい。

(7) その他

市町村合併をめぐる状況等について、都側から示された資料により情報交換を行った。

<都側資料「市町村合併をめぐる状況等について」の説明>

都側

1 ページは、全国の市町村合併の状況に関する総務省の資料である。平成11年3月31日に3,232団体あったものが、平成20年の1月1日では1,799団体になる予定で、40%以上の大幅な減になっている。

2 ページは、「最近の総務省の動き」である。4月26日に総務省に置かれた市町村の合併に関する研究会が「大都市部における市町村合併の推進について」という報告をとりまとめた。これは、大都市部における合併推進に特にフォーカスを当てて、行政課題と検討の視点等を整理したものである。大都市部においては、日常生活圏の広さと比較した行政区域の狭小さに伴う課題、高齢者人口の急速な増加や公共施設の更新等に伴う財政上の課題、あるいは自立的な都市経営の必要性等々の大きな行政課題があり、市町村合併は重要な解決のための方策になるとしている。

それから、総務省は今年の5月に、全区市町村を調査対象とした市町村合併に関するヒアリングを都道府県を対象に実施し、その際、特別区については「大都市部こそ合併効果が高いことから、特別区はより一層の行政サービスの向上を目指して合併すべき」と合併推進課長からの指摘があった。

8月には、平成11年の4月1日から19年の8月6日までの間に合併に至らなかった区市町村について、合併に至らなかった要因を調査するという調査が行われた。

ちなみに、総務省は都区のあり方検討に非常に注目しており、区政課に合併に関する動向について適宜報告することを求めている。

4 ページは、第22次の地方制度調査会の答申についてであり、その中で、「都区制度の改革を伴う際には、特に人口減少等の著しい都心地域の特別区の再編をはじめ、周辺地域も併せて特別区の区域の見直しを行う必要がある」という指摘が行われている。また、第14次地方制度調査会の「大都市制度に関する答申」の中でも、第8次地方制度調査会の「首都制度当面の改革に関する答申」の中でも、やはり特別区の再編についての指摘がなされている。

5 ページは、第28次地方制度調査会の事務局であった当事の久元行政課長が、「大都市制度のあり方」として「自治研究」に掲載された論文の抜粋である。「大都市圏においては日常生活圏などから見て基礎自治体の区域が狭すぎると考えられる地域も多く、二三区を含め合併について真剣に検討すべきであることはいうまでもない」と指摘している。

6 ページの資料は参考で、現在の東京23区の区域が明治以来どんな変遷を経て現在に至っているかというのを簡単に示したものである。

7 ページは、昭和22年に23区体制になった以降の各区の人口規模や財政規模の変化を示したものである。区間における人口規模の格差が3.97倍から20.17倍に開いており、財政規模も2.6倍であったものが、平成18年の段階では5.15倍に拡大している。

最後に、9月11日の日経新聞に出た記事についてだが、東京商工会議所が東京区部の企業にアンケート調査を行ったというもので、その中で23区再編について、「再編をした方がいい」と考えている企業が3分の2という結果が出ている。

< 都側資料をもとに意見交換 >

座長

これからは、フリートーカーということ意見交換をしたい。

区側

国が、特別区の再編についていろいろ意見があることは承知している。しかし、23区の区民にとって、再編をしなければならない切迫性はない。それは、各区に人口や財政力の格差があっても、都区財政調整制度で、23区押しなべて均一な住民サービスが提供できる仕組みになっているからだろう。また、区民は、各区の人口や財政力の格差によりデメリットを感じていないので、再編といっても現実的な問題として受け止めていない。23区は再編しなければ駄目だという決定的な問題を披瀝してもらわないと、現実の問題として受け止めることがなかなかできない。

都側

合併について地方自治法の手続は、非常に厳格な仕組みになっている。その意味で、都から合併すべきという形で合併を推進していくことはなかなか難しい。しかし、世の中の動きは自治体合併の流れになっており、生活圏の拡大に伴って、受益と負担の関係が崩れていることも事実である。区側から合併することの問題点がここにあるというなら、忌憚なく言ってもらいたい。都側は議論を避けることなく、どんどん問題意識を投げかけ建設的な議論をしたい。

都側

総務省に置かれた市町村の合併に関する研究会の報告書で、生活圏域は広がっているのに行政区域は相変わらず狭いままで、そこに非効率性が生まれているのではないかと、住民ニーズに適切に対応できているのか、そういう問題が指摘されている。また、自立的な都市経営という観点から今の規模で本当に可能なのかという問題提起もされている。

区側は、区民に再編の切迫性はないと言われたが、現実には一方でこういう問題提起がされているのであるから、区がそれに対して反論するのであればしっかりと反論し、何ら指摘は当たらないということを実証的に実証できれば、それはそれでクリアしていくべきである。しかし、今までの議論の中でその辺がよく見えない。

また、事務移管にしても、結局区域がネックになって、移管がこれ以上進まないような場合、区域をフレキシブルに考えれば移管が進み、それによって効率的な行政、あるいは住民ニーズにより対応した行政運営が可能になる。区は、そういう問題提起に対して、切迫性を感じていないというだけでなく、理由をしっかりと示し指摘は当たらないと主張するなど、理論武装をするなり、実証的に反論するなりしないとなかなか厳しい。

都も区もいろいろな意味で厳しい目で見られているので、自分たちで問題意識を持ち、自己解決能力があるということを見せていかないといけない。その意味で、事務のあり方、区域の問題は非常に注目されている問題であり、自発的に問題を解決するのだという姿勢をアピールすることが必要だと考えている。

都側

国の大きな流れは見逃してはいけない。東京にはなかなか分からないが、地方に行くと、嵐のように合併が進んでいる。その流れは道州制という大きな流れを見据え、地方で合併が進んでいく状況で、残された特別区はどうあるべきということ必ず議論せざるを得ない。放置すれば、都民・区民にとってマイナスになるということで、どういうあり方がいいのかということ常を議論していかないと、自分たちが守るべきものを守っていけない。

区側

区民の中に強く再編を求めるという声はない。それは、特別区制度が、ある意味で窮屈な面もあるが、各区が支えあうという点でやりやすい面もあるからだ。

23区と都は、時代時代により良い形を求めて知恵を絞り制度を運用し、その延長

上に今の特別区制がある。そういうことでいえば、住民の日常生活圏域が広がっている中で現在の区域の関係がどうだという話もあるが、むしろ、区民の日常生活の中には区域の再編成というものが意識されていない。それは今の状況で不自由を感じていないということではないか。仮に区域の再編をして、合併をするなりして新しい自治体となったとき、その先が人の心も含めてどううまく運営していけるのかということが大事だ。その意味で、区民の意識がとても大事であり、住民を中心に据えた議論を基本に置かなければならない。

今回の検討は、今までにない規模で大幅に事務事業のあり方を見直し、新しい特別区の望ましい姿を議論することが基本である。数字の上で人口や財政力がこれだけの開きがあるとか、あるいは日常生活圏域はこうだとかいう都の指摘と、実際に暮らしている区民・都民が指摘されたようなことを不適切なものとして意識しているかどうか、その点でかなりの開きがあるのではないか。

都側

区側の住民の間に合併についての必要性が芽生えていないという発言は、恐らくそのとおりかもしれない。しかし、その一方で市町村合併が非常に進んだのは、住民の方々のイニシアチブかといえば、やはり行政側が、財政的に厳しい状況下で現在の行政水準は維持できないという思いから、住民に対し何度も何度も説明を繰り返す中で、ようやくここまで引っ張ってきたということだ。

では、大都市部ではどうかというと、資料にもあるように合併の動きがない。国にはそれでいいのかという問題意識がある。だからこそ研究会を作って、大都市部の合併がどうやったら進められるのかということも議論している。経済界や国政などの多くが、大都市行政について非常に非効率だといっている。そんなに市役所や区役所がたくさん必要なのか、同じ水準の行政をやるなら、もっとまとめて効率よくできるはずであり、何故それをやらないのか、そういう動きがないのはやはり財政的に豊かだからか、恵まれ過ぎているということか。だからこそ、広くほかの地域で持っているような危機意識が大都市部では共有化されていないのではないか。大都市部に対するこうした問題意識があって、研究会などにおいても、様々な議論がなされているのだと思う。

大都市部が今の行政の枠組のままでいいのかということについて、非常に疑問を持つ人たちが増えているのは確かだ。それがどこまで行ったら、バンとはじけてしまうのか。はじける前にやれることはやるべきではないか、先ほど都側が述べたように自らの課題解決能力を示すという意味では、行政の側から事を起こさないと、大都市の合併というのは絶対進まないだろう。

区側

合併はいいところも問題もある。行政がイニシアチブをとらなければ合併は進まないと言われたがそのとおりだと思う。しかし、行政だけのイニシアチブで合併ができるかということそうではない。やはりそこには生活している住民や経済活動をしている事業者もいる。そういう人たちのきちんとした理解が前提でないと合併はなかなか難しい。

座長

本日のところは、この程度にしておきたい。次の幹事会は10月29日である。本日の幹事会はこれで閉会したい。